

第394回南国市議会定例会会議録

第5日 平成29年3月13日 月曜日

出席議員

1番 神崎 隆代君	2番 植田 豊君
3番 浜田 憲雄君	4番 山中 良成君
5番 岩松 永治君	6番 西川 潔君
7番 土居 恒夫君	8番 高木 正平君
9番 有沢 芳郎君	10番 中山 研心君
11番 前田 学浩君	12番 村田 敦子君
13番 岡崎 純男君	14番 小笠原 治幸君
15番 野村 新作君	16番 浜田 和子君
18番 土居 篤男君	19番 福田 佐和子君
20番 西岡 照夫君	

—————*

欠席議員

17番 浜田 勉君	21番 今西 忠良君
-----------	------------

—————*

出席要求による出席者

市長 橋詰壽人君	副市長 平山耕三君
副市長 吉川宏幸君	参事兼総務課長兼選管委員會事務局長 西山明彦君
財政課長 渡部靖君	企画課長 松木和哉君
情報政策課長 崎山雅子君	危機管理課長 中島章君
税務課長 山田恭輔君	市民課長 島本佳枝君
子育て支援課長 田内理香君	長寿支援課長 原康司君
保健福祉センター所長 岩原富美君	環境課長 島崎哲君
農林水産課長 村田功君	商工観光課長 長野洋高君
建設課長 松下和仁君	地籍調査課長 古田修章君
都市整備課長 若枝実君	上下水道局長 西川博由君
会計管理者兼参事兼会計課長 橋田裕子君	福祉事務所長 中村俊一君

教 育 長	大 野 吉 彦君	教 育 次 長 兼 学校教育課長	竹 内 信 人君
生涯学習課長	谷 合 成 章君	監 察 委 員 長 事 務 局	細 川 千 秋君
農 業 委 員 会 事 務 局 会 長	土 橋 愛君	消 防 長	小 松 和 英君

—————*

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	秋 田 節 夫君	次 長	公 文 知 子君
書 記	岡 崎 辰 彦君		

—————*

議事日程

平成29年3月13日 月曜日 午前10時開議

第1 一般質問

—————*

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

—————*

午前10時 開議

○議長（西岡照夫君） これより本日の会議を開きます。

—————*

一般質問

○議長（西岡照夫君） 日程により一般質問を行います。

浜田勉議員の発言の順位であります、本日欠席いたしておりますので、会議規則第51条第4項の規定により、通告の効力を失いました。

以下、順次質問を許します。9番有沢芳郎君。

[9番 有沢芳郎君登壇]

○9番（有沢芳郎君） それでは、通告に従いまして、1、農業用水路、水利権について南国市の認識、財産権と既得権について。2、南国市における土地改良区内での開発に伴う工事とその手続について。3、空港インター線の問題について。4、南国市の都市計画における岡豊町の位置づけについて。5、研究学園都市に加えて新たな産業拠点としての活用の可能性について、順次質問させていただきます。

まず1として、南国市は農家が利用している農業用水路の財産権と、その水路を流れる水を使う権利である既得権、または水利権をどのように考えているか。そして、誰がその権利を有しているのか、教えてください。

2、土地改良区は、土地改良法（昭和24年6月6日）に基づく土地改良事業を施行する目的で、水土里ネットという愛称で呼ばれている。高知県知事の認可が必要で、定款には記載が必要で規約を設けることができる。土地改良法第18条から第21条。極めて公共性の高い法人であります。地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役または加入金を賦課徴収することができます。ただし、定款に定めていること。特別徴収金は、所有権を移転した場合または土地をみずから目的外用途に供した場合には徴収することはできる。土地改良法第39条第5項。その土地改良区にて、農道水路の変更が必要な開発工事が行われる場合、着工するためには南国市に対してどのような手続が必要か、全て内容を教えてください。国や県、南国市など、行政が行う工事に対して、簡素化や特例はあるか、教えてください。行政が行う必要な手続を教えてください。また、該当する地域の利害関係者に対して、具体的にどのような手續が必要か、教えてください。

3、現在空港インター線で地元民（物部の新屋、土居、久枝地区）と工事発注者高知県との間でトラブルがある。地元住民の主張では、当該工事着手時には地権者や土木委員、水利委員、財産管理者の南国市との立ち会いなど、その他必要な手続が一切とられておらず、その結果、農業用水路が無許可で分断された状態で、田んぼに水が入らないため耕作ができず、地主は困っている状態であるが、発注者である高知県は南国市に対して当該工事で必要な手続をとっているか、お答えをください。

去年3月に、物部地区公民館に高知県中央東土木2名、企業立地課2名、南国市職員数名、地元住民十数人で空港インター線の農業用水路の不備、周辺整備の不備について話し合いをした結果、行政が瑕疵を認め謝罪をした。農業用水路の不備、周辺整備の不備については、年度明けの5月より修復工事をしますと約束をしたので、地元住民は納得して和解をした。工事修復要望書、現地確認箇所は15項目であった。ところが、5月を過ぎても6月になつても地元に何の連絡もなく、問い合わせたところ、予算がつかなかつたのでできませんとのこと。そこで、9月1日に副市長と私有沢が、この問題の早期解決のために高知県土木部に相談に行ったところ、副部長と道路課長より、水利権は財産権を持つ南国市が有していると考えている。このため手続は南国市がよしとすればそれでよい。高知県土木部としては、農家の水利権は認めていない。空港インター線内にある赤線、青線の未登記について管理している土地改良区の判がな

くても構わないと回答であったが、南国市は高知県土木部の考えに準ずるのか、お答えください。

次、南国市の都市計画における岡豊町の位置づけについて質問します。

平成28年度南国市立地適正化計画が審議されています。今、策定中の立地適正化計画や現行のマスタープランにおける岡豊町の位置づけについて市長に質問します。

南国市は、2018年度をめどに、開発許可の権限を譲り受ける方針を示しました。土地利用の規制緩和で南国市の独自性を發揮するのが狙いです。都市計画区域の9割が、開発行為が規制される市街化調整区域になっているため、産業振興や周辺部の若者定住の足かせになっているとして、線引きの見直しを求める声も根強い。市長は、線引きでじくじたる思いもしてきたが、変更は県など広域の協議が必要でハードルが高いと説明してきました。1981年4月1日に、高知大学医学部附属病院という市民にとってとても頼りがいのある大規模病院が設立されました。随分以前から南国市都市計画マスタープラン等には、それを拠点とした研究学園都市構想が計上されています。まことに残念なことに、きょうまでその具体的な整備計画は一向に策定されず、無計画な民間開発のみに依存した状態が延々と続いているのが現状です。その上、今策定中の立地適正化計画においても、その状況を開拓すべき手立てがされているとは言えない内容となっております。そのことについて、議員として、いや市民として大きな懸念を感じますので、市長の対応をお聞きします。

高知大学医学部は、南国市にとって若者の拠点の一つですが、それ以上に大きいのは、市民、県民にとってその附属病院が県下最大の災害拠点病院であり、安心の拠点であることの意義の大きさです。その安心のために、災害拠点病院としての機能を南海大震災の発生直後から發揮できることが大前提となります。そのためにはそれに対処し得る大勢の職員たちが直後集結できるように、近所に居住していることが欠かせません。しかしながら、現状においては緊急時に必要な人材の大半は近隣に居住しておらず、居住したいと希望する者も少なくないと聞いています。その主な原因は、周辺には良好な居住環境に欠かせないスーパーマーケット等の近隣商業施設が整っていないことだと聞いています。それであれば、市民、県民の安心のためには、こうした医療スタッフが住みたくなるような町となるような利便施設を誘致するため、条件整備が必要だと思いますが、そのことに対する市長の所見をお聞きします。

5、次に、研究学園都市に加えて新たな産業拠点としての活用の可能性について質問します。

県都高知市は、中心市街地や工業等の生産拠点の大部分が南海大震災において、津波で壊滅的な被害が予想されている区域の中に住んでいます。そのため、こうした浸水予測エリア内の

住民や企業は、今や企業活動保全のため、高台への早急な移転を強く望んでいます。しかしながら、高知市はコンパクトシティーを強く志向しているため、そうした市民の希望とは裏腹に、そのような高台移転が許可される事例はまことに限定的です。そのため南国市への移転希望者が多いことは容易に推測できるわけで、実際そうした相談を受けることも珍しくありません。しかし、その移転先の希望条件としては、大部分の顧客や従業員が居住している高知市の中心街からできるだけ近く、しかも自動車によるアクセスのよいエリアへの居転を望んでおります。ところが、国分川両岸側を含む医大附属病院の周辺数キロの位置する岡豊地区は、南国市のみで考えれば中心市街地から遠く離れた北西の末端部でしかありませんが、高知広域都市計画区域の全体で考えれば、高速道路に近い北部エリアにおいては、県都高知市に最も近接した地域であり、移転希望先の条件に最も合致した地域なのです。ですから、当該地域は南国市において今後最も実現可能性の高い新たな産業拠点として活用できる地域ですので、そのような活用を積極的に誘導できるように、今策定中の立地適正化計画や今後変更予定の都市計画マスター プランで、それを前提とした位置づけをしておくことが南国市の今後の発展に大きく寄与できるとともに、県民の大きな安心に直結すると考えますが、いかがでしょうか。

以上で質問を終わります。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 橋詰壽人君登壇〕

○市長（橋詰壽人君） 有沢議員の質問にお答えをしたいと思います。

高知大学医学部附属病院周辺につきましては、本市の都市計画マスタープランにおきまして、产学連携・研究学園拠点として位置づけをしております。また、今年度策定いたしました本市の立地適正化計画でも、都市計画マスタープランとの整合性を確保する考え方から、高知大学医学部周辺における产学連携・研究学園拠点としての位置づけを継承しておる、このように考えております。しかし、立地適正化計画におきましては、居住や都市計画機能増進誘導施設を誘導する区域は市街化区域内で設定しなければならないと法律で定められています。したがいまして、立地適正化計画の中に高知大学医学部周辺における具体的な研究学園都市構想を描くことが困難でありました。しかしながら、有沢議員の御指摘のとおり、研究学園都市構想は随分前から本市の都市計画マスタープランに位置づけられてきたにもかかわらず、今日までなかなか具体化されずに来たわけでございます。

こうした中、高知大学医学部周辺におきまして、高知大学医学部の職員の住宅を初め、学生用の共同住宅や居酒屋などの建築について、本市のまちづくりに沿った規制緩和を行い、本年

3月1日より、高知県開発審査会の新たな提案基準として運用を開始しております。これは、本市独自のまちづくり方針に沿った基準づくりに向けた大きな一歩だと考えております。

現在、本市では、平成30年度をめどに県より開発許可権限の移譲を受ける考えでございます。本市のまちづくりの方針に沿った開発許可要件の規制緩和策を現在、担当課で検討作業を行つておるところでございます。また、高知大学医学部周辺エリアにおきましても、こうした本市のまちづくりに沿った規制緩和策により、移住を促進しつつ、大学関係者だけでなく全ての地域住民の方々にとって日常生活の利便性が増すような施設を立地しやすくし、この地域で住み続けていただくような産学連携・研究学園拠点としてのまちづくりを進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（西岡照夫君） 建設課長。

〔建設課長 松下和仁君登壇〕

○建設課長（松下和仁君） 有沢議員さんの御質問にお答えいたします。

農業用水路における水利権ですが、農業用水は事実行為として水利用を積み重ね、慣習として農業用水路を守ってきた実績の上に成り立っており、時には水争いを繰り返して衝突する利害を調整し、その結果として形成された水利秩序に基づいて、その使用する権利、水利権は社会的に承認されたものであると考えております。また、地域の地権者の皆さんのがその権利を有していると認識しております。

次に、県道空港インター線の問題についてお答えいたします。

空港インター線内の赤線、青線については廃止という考え方をとらず、市の財産を県が県道敷として占用していると理解しております。しかしながら、通常の民間開発においては、不必要になった赤線、青線を廃止し、その機能が必要であれば機能回復するつけかえ施設を市に寄附登記する一連の手続の中で、機能管理者である地元の同意が必要になります。県道空港インター線の施工について、占用扱いにしているのは、国または県、つまり行政財産を管理する能力を有する者が工事を行うに当たっては、法定外公共財産の機能を回復し、確保しており、将来にわたって機能は担保されて、民間の土地のように転売等で用途が変わることが簡単にできないために、登記まで必要としておりません。また、国または県は、管理者である市と協議しながら、施工などを地元説明会や個別の説明を通じて住民の理解を得ながら進めているので、この過程をもって地元の同意があり、かつ市は国または県と協議がなされたものと考えております。

昨年3月に、高知県中央東土木事務所による地元説明会において、県道空港インター線にお

ける農業用水路、道路設備について話し合いが行われました。県において、工事完了後に共用してから見つかったふぐあいに関する改善要望などについては、真摯に対応していく考えであることを確認しております。しかしながら、予算の都合によりおくれているようでございますが、南国市としましても早期に実施していただくよう、強く働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 都市整備課長。

〔都市整備課長 若枝 実君登壇〕

○都市整備課長（若枝 実君） おはようございます。

有沢議員さんの土地改良区内での開発工事に必要な手続についての御質問にお答えいたします。

一般的に、民間事業者が市街化調整区域内において都市計画法第29条の開発許可の必要な開発工事を行う場合は、開発許可申請書に施工同意書、公共施設の管理者の同意書、排水に関する同意書、そのほかにも多くの必要図書を添付して南国市に提出していただきます。担当職員が、提出書類に不備がないかをチェックし、不備がなければ受け付けし、県に送付いたします。開発許可申請の提出までには、本市の担当者や県の担当者と当該開発が開発許可要件を満たしているのかなど、事前に十分協議する必要があるほか、農道、水路、緑地、公園などについて、都市計画法第32条の規定に基づく公共施設の管理者との協議も必要となります。

次に、国、県、市など、行政が市街化調整区域内において開発行為を行おうとする場合の手続につきましては、国、県と市では違ってまいります。市が開発行為を行う場合は、民間事業者と同じですが、国と県は都市計画法第34条の2の規定により、開発許可の特例があり、国、県が行う開発行為は国の機関または県と県知事との協議が成立することをもって開発許可を受けたものとみなします。この場合、開発許可申請書ではなく、開発行為協議書に必要図書を添付して県に提出することとなります。添付する図書につきましては、申請者の資力信用と工事施工者の能力の2つの図書以外は、開発許可申請書に添付する図書と同じでございます。

次に、医学部周辺における研究学園拠点に加えて、新たな産業拠点としての活用の可能性についての御質問にお答えいたします。

高知大学医学部周辺エリアは、現行の都市計画マスタープランにおいて、産学連携・研究学園拠点と位置づけられております。このことから、当該エリアにおきましては、研究学園都市にふさわしい新たな産業の創出を視野に入れた産学連携・研究開発拠点としての産業集積が求

められている地域となっております。一方、岡豊地区を含む本市北西地域に関しては、同じく都市計画マスターPLANにおいて、南国インターインジ周辺や国道32号線沿道エリアに広域幹線道路が通る利便な立地条件を生かし、工業、流通、商業など、多様な産業の立地を誘導するため、地区計画による産業系の新市街地の形成を図ることを位置づけております。

そして、当該エリアは広域幹線道路であるあけぼの街道も開通し、高知市中心部からのアクセスもよいエリアとなっておりますので、今後は立地基準の規制緩和による土地利用の方針も含め、平成30年度に予定しております都市計画マスターPLANの改定に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 9番有沢芳郎君。

○9番（有沢芳郎君） それぞれ大変親切な回答をいただきましてありがとうございます。

まず、第1問と第2問の質問につきましては、よくわかりました。水利権と土地改良区の工事の手続についてはよくわかりましたが、第3問の空港インター線について、少し回答がおかしいんじゃないかなと思います。

実は、南国市に関わる私の質問は、去年9月1日に私と吉川副市長が高知県土木部へ空港インター線の問題について相談に伺った際、土木副部長と建設課課長により、水利権は財産権を持つ南国市が有していると考える。このため手続は云々、南国市がよしとすればそれでよい。県としては農家の水利権を認めていないとの回答がありましたので、南国市はこの高知県の考えに同調するか否かという簡単な質問ですが、これの御回答がありません。再度回答してください。

そして、先ほど課長から回答がありましたので、質問させてもらいます。

課長の回答では、空港インター線工事は国または県は管理者である南国市と協議しながら施工等を地元説明会や個別の説明を通じて、住民の理解を得ながら進めているので、この過程をもって地元の同意があり、かつ南国市は国または県と協議がなされていると考えるとの回答がありました。国、県の特例である都計法第34条の2に基づいていると解釈いたしますが、南国市はこの協議がなされていると認識するについては、地元住民と国、県、市との協議の議事録などの記録や地元住民が当該工事に同意したあかしを当然お持ちだと思いますが、これの提出をお願いします。

また、都計法第34条の2には、本条は国及び県等が行う開発行為についての手続について規定しており、協議が成立することをもって開発許可があったとみなすとあります。この協議に

については、開発許可制度の趣旨を踏まえ、都計法第33条及び都計法第34条の基準が準用されるとあります。都計法第33条14項には、当該開発行為をしようとする土地もしくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地またはこれらの土地にある建築物その他の工作物につき、当該開発行為の施行または当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることとありますので、この権利を有する地元住民ら利害関係者の同意が必要になると考えますので、前述の提出を求めたわけでございます。私が、地元住民たちへの聞き取りの調査を行ったところ、一部の地元住民たちが説明会には参加したが、同意を求められたり、同意したことなどないということでした。正確な回答をお願いします。

次に、岡豊町の位置づけにつきましては、学園都市だけでなく、高台移転を集約する場所として工事や企業が立地でき、その企業に勤める人々もあわせて住めるような住居地区を構えるべきではないかと思いますが、市長のお考えを聞かせてください。

高知市の地区計画は、つくっているところに来いというスタンスです。市街化調整区域においては、地区計画を定める場合は、市街化を抑制すべき区域であるという市街化調整区域の性格を変えない範囲としますが基本です。南国市は、企業が来たいところに認可をおろしたらどうでしょう。既存の幹線道路沿線に、高知市はこだわっているので、企業はそのような高い土地の値段のところに移転できません。そこで、南国市は既存道路にこだわらなく、必要な道路をつくればよいのです。南国市の条例になる地区計画の許可要件を緩和しておくべきではないかと思いますが、市長のお考えを聞かせてください。

南国市は、地区計画を定める地区の場合、幹線道路の位置づけはどのように考えているか、幹線道路とは何かを教えてください。

地元住民や土地の地権者と民間企業の合意が調うのであれば、それを行政として規制をかけるのではなく、逆に誘致企業として企業等の立地に関する土地利用規制の緩和や補助金の拠出などの条件整備をしておくべきではないでしょうか。地元も高知医大関係者だけじゃよ、ほかの企業も立地できるようにすべきではないか。流入人口の受け皿も必要ではないか。旭食品が、南国市に移転してくれましたが、取引関係者は便利になったと喜んでおります。しかしながら、従業員からは近くに家が建てれない、住居がないと苦情が出ています。岡豊町の集落地区計画の導入を考えてはいかがでしょうかと思います。答弁をお願いします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。市長。

○市長（橋詰壽人君） いろんな御提言を真摯に受けて、今後のまちづくりに生かしていきたい。そのように思ってます。特に、今後の製造業など工業誘致、このことは幾つかの案をもつ

て現在検討に入つておるところでございますし、居住空間といひますか、区域にとつては南国市自体の津波浸水区域、これをまずはどのように考えていくのか。そして、他の南国市外からの移住者の対策をどう考えていくか、この辺の整理といひますか、そういうものも全体的に調整をとつていただきたい。そのような考え方で、現在いろいろと研究をしておるところでございます。

○議長（西岡照夫君） 建設課長。

○建設課長（松下和仁君） 有沢議員さんの2問目の御質問にお答えいたします。

まず初めに、水利権でございますが、1問目でもお答えいたしましたが、農業用水路を守つてきた実績の上になつてはいると考えておりますし、地元地区におきまして水利秩序に基づいて管理されているものと考えて、社会的に承認されていると考えています。地区の地権者の皆様が、その水利権を有していると認識しております。

次に、国、県が行う工事などにおいて、南国市においては地元説明会の折に出向きて、ともに協議を重ねていると考えております。先ほど、御質問の中で市においての議事録ということでございますが、県に行う説明会において、議事録というものを作成しておりませんでした。県が行う説明会においては、議事録等がございますが、その説明会に建設課として同席した議事録がございませんでした。今後とも、議事録については書きとめて残していくようにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実君） 有沢議員さんの2問目の御質問についてお答えをいたします。

まず、幹線道路とは何かという御質問でございますけれども、一般的には幹線道路は国道、県道、市道及び都市計画決定した幹線街路などの枝葉末節でない道路で、周辺と比較して交通量の多い道路のことであると考えております。また、開発区域内に設けられる道路のうち、幅の広い主要な道路を幹線道路、それ以外の道路を区画道路ということもございます。

それから次に、南国市は地区計画を定める区域の場合、幹線道路の位置づけはつていう御質問についてでございますが、本市の地区計画につきましては、高知県の市街化調整区域における地区計画の策定の趣旨についてを運用基準としておりますので、地区計画の類型別で言いますと、幹線道路Ⅰ型、幹線道路Ⅱ型、幹線道路Ⅲ型は、地区計画の区域が9メートル以上の有効幅員を有する国道、県道、市道及び都市計画決定した幹線道路に敷地の外周の長さの20%以上を接道していることというふうになってございます。また、大規模住居系型では6.5メートル以上の有効幅員を有する道路に接道していること。そして、大規模非住居型では9メートル

以上の有効幅員を有する道路に接道していることが要件というふうになってきます。

それから次に、岡豊町の集落地区計画の導入の計画についてでございますけれども、集落地区計画は集落地域整備法第5条第1項の規定により、集落地域の土地の区域で営農条件等、調和のとれた良好な住居環境の確保と適正な土地利用を図るため、当該集落地域の特性にふさわしい整備及び保全を行うことが必要であると認められるものについて、都市計画に集落地区計画を定めることができるというふうにされておりますけれども、現在岡豊町に集落地区計画を導入する計画があるのかどうかということ自体、済いません、私現在把握してないところでございます。

いずれにしましても、本市におきましては、本市のまちづくりの方針に沿った規制緩和策を検討しております、津波浸水予測区域からの転居や市外、県外からの移住の希望者にも対応しつつ、大学関係者だけでなく、進出企業の従業員や全ての地域住民の方々にとって日常生活の利便性が増すような、施設を立地しやすく、この地域で住み続けたくなるような産学連携・研究学園拠点としてのまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 9番有沢芳郎君。

○9番（有沢芳郎君） 建設課長、僕の言ってるのは協議書と言てるんです、協議書。水利権は、もう納得したと言てるんです。あなたの言うたとおりの答えと、私たちが考えることと同じなんで、土地改良区の2番目の質問も回答いただきましたので、それで十分御理解をしました。

3番の空港インター線の問題で、法定外公共用財産の廃止、いわゆるこれが協議書なんですよ。この法定外公共用財産をやるには、地元から同意書または意見書、こういう書類を添付しなければならないんですよ。この添付がない限り、法定外のこの払い下げはできないんです。この協議書を南国市としましたかということをお聞きしているんですよ。その協議書が、南国市になければならないんです。その書類がありますかということを言いゆうがで、水利権のことについては、もう先ほど課長が答弁していただいたとおり、私は理解しましたのでオーケーと言ってるんですよ。この協議書、いわゆる国はちゃんと法定外公共用財産協議書というがを工事に伴うことによって地元の地権者及び水利組合、その水利を管理しゆう団体と契約を結んで工事が始めれますということになってるんですよ。国が、ちゃんとこういう手続をとってやっております。だから、問題がないんです。地元が同意してるから。だから、今回の空港インター線は、そういう協議書の同意をしてないのに、工事をされて、水路が遮断されて、田んぼ

へ水が来なくなつて困つてゐるんです。だから、市役所にちゃんとした法定外公共用財産協議書といふものを県と交わした書類がありますかということをお聞きしてゐるのに、その回答が全然もらえてないんですが、もう一度再度聞きます。よろしくお願ひします。

○議長（西岡照夫君） 建設課長。

○建設課長（松下和仁君） 法定外の協議書の書類でございますが、建設課に南国市において法定外の協議の書類はございません。

○議長（西岡照夫君） ほかに答弁はございませんか。吉川副市長。

○副市長（吉川宏幸君） 先ほど、建設課長のほうから協議書については存在しませんというご回答あつたわけですけれども、私もまだ建設課のほうでその当時の協議書等々の詮索、まだいたしておりますので、早急にその部分は詮索してみたいと、このように思っておりますので、少し時間をいただきたいと思います。

○議長（西岡照夫君） 3番浜田憲雄君。

〔3番 浜田憲雄君登壇〕

○3番（浜田憲雄君） 3番浜田憲雄でございます。今議会も一般質問最終日となっておりますが、よろしくお願ひをいたします。

私は、通告のとおり、地域コミュニティーの充実に向けて2点の質問、1点目は、民生児童委員活動の現状と課題について、2点目は、小集落公民館の設備維持支援について。また、南海トラフ地震対策として、津波浸水区域内にある行政施設、環境センター・屎処理場の地震・津波対策について質問をいたします。

初めに、民生児童委員活動の現状と課題について伺います。

民生児童委員とその活動等については、今議会土居恒夫議員からも同様の幾つかの質問がございました。一部重複する部分もあるかもわかりませんが、御容赦をいただきたいと思います。

民生児童委員は、御承知のとおり、厚生労働大臣より委嘱を受けた準公務員として、地域の中において高齢者や障害を持つ人または生活困窮者や母子家庭など、支援が必要な人への見守り、訪問、相談、助言活動、また児童虐待など、ひきこもりなどについて専門機関と連携するなど、民生委員法に定められた中で地域と行政のつなぎ役として、守秘義務を持ちながらも多様な役割を担っております。

近年、少子・高齢化が急激に進む中、これまでの活動に加え、高齢者特にひとり暮らし高齢者の見守り訪問活動や地域活性化のための諸活動、中でも地区公民館行事、また地区社協の事業にはその中心となって、ふれあい弁当つくりや配食活動、ふれあいサロンの運営、そして春

の花見、夏祭り、敬老会、文化祭などの企画運営など、主体的に活動しており、また小学生児童の登下校の見守り活動や低学年児童への読み聞かせ、校庭の草引き、また学習発表会や地域の方々とともに収穫祭、卒業式など、学校行事にも参加するなど、児童の健全育成にも携わっております。そして、南海地震を見据えた地域防災力向上のために、自主防災会と連携した活動など役割は多岐にわたり、また多様化、増大化しており、地域によっては民生児童委員がその活動の多さに悲鳴を上げているのが実態ではないかと思われます。

先日の高知新聞声ひろばには、近隣香美市の私もよく存じ上げている現役のベテラン民生委員、そして私が地元の先輩として尊敬している前南国市の民生児童委員協議会中村会長からも民生児童委員への思いが投稿されておりました。いずれも民生委員のなり手不足、そして地域福祉のために懸命に活動する民生児童委員の職務環境、そして処遇改善を求める内容がありました。

このように、民生児童委員活動の現状は大変厳しいと見受けられますが、昨年12月1日に改選されましたと聞いております南国市民生児童委員の定数及び男女別委員数と欠員数。また民生委員1人当たりの受け持ち地区数と地区人数、そして高齢化の状態。また、行政として民生児童委員の負担軽減策、また支援策はないのか。さらに、活動の現状をどのように把握して認識し、どうあるべきと考えているのか。そして、今後の課題等についてお伺いしたいと思います。

2点目は、小集落公民館の設備の改修、維持支援についてでございます。

市内各地域にある小集落の公民館は、地域コミュニティーの拠点施設として、昭和30年代に地域の皆さんの総力で建設されたものがほとんどであり、建設以来地区の総会や各種会合、子供会の集い、地区運動会やスポーツ大会後の地区を挙げての慰労会など。また、健康づくりや生涯学習の場所としても、今なお地域住民にとって身近な施設として使用頻度も高く、なくてはならない施設となっております。また、最近では、地区内の高齢者は増加の一途であり、この公民館を使っての集いは、遠くに行けない高齢者にとっては唯一の憩いの場所であり、地域の皆さんと触れ合いのできる楽しみの場所ともなっております。

一方、建築以来約50年近く経過した現在、各地域の公民館はともに一段と老朽化が進み、建てかえや改築、また子供たちや高齢者を取り巻く生活様式、環境の変化により、洋式トイレへの改造、高齢者向けの段差の解消、手すりの取りつけ、また障害者用のバリアフリー化など、部分改修も地域によっては早期検討の必要に迫られており、大きな課題ともなっております。こうしたことから、既に地区によっては工事費用の積み立てを行う等取り組みを始めている地

区も数多く見受けられます。しかしながら、地区内で必要に迫られているこれらの工事は、その工事費用を全額捻出するには、今の高齢者世帯の増加や世帯数の減少などにより、地区によっては多額の住民負担が必要になり、着工への決断に至らず先送りとなっている状態で、行政による補助金支援、補助金制度の実現が強く望まれているところであります。

そして、こうした声はここ数年、市内の各地域、各地区で一段と強くなっており、現に地区によっては住民の願いとして行政への要望書も提出されているなど、地区住民の切実な願いが渦巻いております。こうした地域の声はこれまで何度も何度も行政に伝え、またお願いもしてきておるところであり、ここに始まった要望ではありませんが、年々高まってきているという現状を踏まえて、これまでもあった支援策、補助金制度の要望に対して、さきの議会答弁では、こうした公民館の実態を早急に調査して、制度のあり方を含めて検討していくことになりましたが、その後の市内全集落公民館の建築年や修繕の必要性等の実態調査の結果、またこれらの調査結果を踏まえた小集落公民館の新改築補助金制度の導入の方向性について、改めてお伺いをしたいと思います。

それから3点目は、南海トラフ巨大地震対策について、特に津波浸水区域内にある環境センターし尿処理場と地震・津波対策についてお伺いをいたします。

東日本大震災からはや6年の歳月がたち、あのとき太平洋沿岸地域を襲った津波の恐怖と被害の大きさ、そして福島の原子力発電所の放射能について、改めて地震・津波の恐怖をきのうのように思い出すところでありまして、私たちはさきの熊本地震を含めた多くの地震そして津波の教訓を肝に銘じて、正しく恐れ、抜かりのない備えの重要性を強くするところであります。

さて、近い将来必ず発生すると言われている南海トラフ巨大地震の地震想定では、マグニチュードが9.0、震度が7.0で、30年以内に70%の確率で起きるというのは、もう皆さんも御承知のとおりであります。この南海トラフ地震による津波浸水区域内にある行政施設であります三和地区にある環境センターの建物は、周辺道路よりも約1.5メーターかさ上げされた土地に建設されているものの、付近は水田であり、液状化も心配される中、水深の深さは3メーターぐらい予測されております。また、地震発生後は大きな揺れ、そして津波は東の切戸の水門の方向から後川沿いに、また南の浜改田集落の浜堤を越えて、建物や瓦れきとともにすさまじい勢いで押し寄せてくると想定されており、隣接する南国市立のスポーツセンターの建物も津波の波力には耐えられないと判断されており、同じ津波浸水区域にある浜改田の農業集落排水場とともに、長期間にわたりし尿処理の機能停止が心配されるところであります。

一方また、環境センターの設備は平成8年に運転を開始以来20年が経過しております、設

備の老朽化に伴い、処理設備の点検設備費が平成22年から毎年1億円から1億1,000万円を要している状況にあり、今後の継続的な改修整備費を考えると、抜本的な施設の見直しも必要と考えます。

こうした状況を踏まえ、環境センター周辺の地震想定、そして環境センターの建物や近接する浜改田農業集落排水処理場施設の耐震化と被害想定、そして処理場が甚大な被害を受け、屎尿処理機能停止となったときの対応策、そして環境センターの事業継続の計画B C P計画についてお伺いしたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。福祉事務所長。

[福祉事務所長 中村俊一君登壇]

○福祉事務所長（中村俊一君） 浜田憲雄議員から御質問の中で、民生児童委員活動の現状についてのお尋ねがございました。

土居恒夫議員への答弁でも申し上げましたが、民生児童委員さんの業務量は増大するばかりであり、ここ最近では要配慮者台帳関係や児童虐待ケースにおける個別ケース検討会議への参加などが加わっております。このような負担増大のほか、お勤めの方につきましては雇用主の承認が必要であるという点もございまして、昨年12月の民生児童委員改選時におきましては、各地区社協さんでは推薦に御苦労されたと聞いております。

以下、御質問のあった点を順次お答えしてまいります。

まず、定数でございますが132名、このうち主任児童委員が10名でございます。欠員は、岡豊地区で1名ございます。ですが、3月1日付で県、国のほうへ推薦を出しておりますので、3月1日付で承認をいただけるということなので、欠員は間もなくなる予定でございます。

次に、男女別ですが、男性委員さんが61名、女性の委員さんが71名です。

受け持ち地区と地区人数でございますが、これは地域性により大変偏りがございます。上倉の北部山間地域などへ行きますと、小部落では6地区お持ちの方もいらっしゃいますし、大篠地区へ行きますと、小部落単位では1地区ということにもなってまいります。受け持ち地区内的人数におきましても、16人の管内人口のところから1,244人人口がいる地区を受け持つおられる委員さんもいらっしゃいます。

また、高齢化率におきましても14.5%から87.5%と、中には随分分布に乖離がございます。高齢化率でいいますと、高齢化率が低いところには一方の対象であります児童数もいるということですので、高齢化率自体が負担の多い少ないのバロメーターとはなり得ないのかなという感

もいたします。

負担軽減につきましては、土居恒夫議員への答弁でも申し上げましたように、サポーター制度について民児協内で再度検討するようであれば、また市も加わって必要な助言、援助を行つてまいります。

活動についての把握しておるかということでございますが、民児協の総会に出てくるような部会ですとか全体会の内容は承知しておりますが、各地区においてどのような行事にどのようなコミットをしておるかという、個々の委員さんの細かい事情までは必ずしも承知できていないというのが現状であります。

今後の課題でございますが、土居恒夫議員からも御指摘いただきましたように、まず委員さんの活動を知つてもらって認知度を上げていくというような活動が最も重要であると考えております。これは、広報以外にも何か策を練つて、認知度が上がるような活動をしていかなければならぬと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 企画課長。

〔企画課長 松木和哉君登壇〕

○企画課長（松木和哉君） 浜田憲雄議員さんの小集落公民館の施設維持支援についての御質問にお答えいたします。

さきの議会におきましても、各集落単位で維持管理をしております地域集会所への市の支援策について御質問をいただきおり、まず全体像を押さえるために各集落の代表者や公民館長に対して聞き取り等により、市内全域における施設数やそれぞれの建築年、修繕の必要性等について調査を行つてまいりました。

この調査結果につきましては、本年2月末時点で地域集会所として利用している施設は市内に160施設あり、うち市、県が管理委託している施設を除きますと、各集落で維持管理している地域集会所は126施設となっております。この126施設の建築からの経過年数につきましては、建築から30年以上経過している施設が全体の54%と半数以上を占めておりまして、さらに50年以上経過をしている施設も15%あるという状況でございます。また、現時点での修繕の必要性についてお尋ねしましたところ、半数近くの施設で何らかの修繕が必要であるという回答を得ております。うち8施設については、建てかえを検討しているとの回答を得ております。

自治会等への加入世帯につきましては、10世帯以下のところから300世帯を超えるところなど規模は大小まちまちでありますけれども、特に小規模集落では世帯数の減少によりまして今

後の施設の維持が困難になっていること、さらには高齢化の進展によりまして施設内の段差解消やトイレの洋式化、手すりの取りつけなど、新たにバリアフリーへの対応も生じてきているという状況は認識をしております。

そこで、この地域集会所に対する市の支援策ということでございますけれども、調査結果からも施設数が126施設で、そのうち半数近くが何らかの修繕の必要性を抱えているという状況にありまして、市が支援していく場合、支援の内容にもよりますけれども、今後のメンテナンスを考えていきますと相当の財源が必要になる見込みであります。このことから、財政サイドから支援策の制度設計に当たりまして、18の市立公民館を中心としまして、地域間における施設数のバランスや施設の規模、世帯数に応じた支援のあり方、支援の範囲など十分精査した上で、長期的な視点での費用の算出が求められておりまして、今回のこの結果をもとにしまして整理を進めている状況でございます。

施設の全体把握に時間を要し、すぐに要望にお応えできない状態が続いておりますけれども、この調査の結果をもとに地域集会所への支援策として、方向性を示して制度設計を進めることにしておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（西岡照夫君） 環境課長。

〔環境課長 島崎 哲君登壇〕

○環境課長（島崎 哲君） おはようございます。浜田憲雄議員さんの御質問にお答えします。

日ごろは、浜田憲雄議員さんを初め、三和地区並びに前浜地区の皆様には、環境センターの立地運営につきまして、多大なる御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

環境センターは、平成8年4月に稼働を開始しまして、現在までに20年余りを経過しております。建物は、鉄筋コンクリートづくり2階建ての管理棟及び処理棟で構成されておりまして、当時の耐震基準をクリアしたものであります。し尿処理を行っている処理棟は、地下1階に機械類や貯留槽を設置しております。

高知県の南海トラフ地震による被害想定調査結果によりますと、最大クラスの地震が発生した場合、環境センターは津波浸水想定区域、浸水深2メートル以上3メートル未満となり、避難が困難になる津波浸水深30センチメートル到達時間予測は40分ないし60分となっております。

最大クラスの地震・津波が発生した場合の環境センターへの被害として、建物や高度処理設備の損壊、処理棟地下室への汚泥流入、浸水が想定され、処理機能は完全に停止することが予想されます。

東日本大震災を例に見ますと、仙台市の南蒲生環境センターでは、建物の崩壊は免れたもの

の、建物内部の処理設備が損壊し、完全な機能停止状態に陥り、電力、水道の復旧に約8カ月、施設の再稼働には約1年を要し、また姉妹都市であります岩沼市の浄化センターでは、施設の再稼働に約2年を要しております。

環境センターが被災した場合には、施設職員の安全確保を最優先とし、被災状況調査及びそれに基づく緊急工事の指示、瓦れき等撤去及び仮設処理設備の設置を行いながら、ライフラインの復旧に伴う早期の施設稼働を図ることとなります。

現在のところ、環境センターのBCP計画は策定できておりませんが、東日本大震災、熊本地震で得られた知見に基づき、地震・津波に対する被害の想定を行いながら、施設の早期復旧に向けた対策について、施設職員と検討を行っているところであります。災害廃棄物対策において、し尿処理対策は大変優先順位の高い課題であります。災害発生後の生活環境の復旧と改善に迅速に対応できるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（西岡照夫君） 上下水道局長。

〔上下水道局長 西川博由君登壇〕

○上下水道局長（西川博由君） 浜田議員さんの質問にお答えいたします。

浜改田農業集落排水事業処理場周辺の最大地震想定といたしまして、震度7、地盤が下がることもあり、浸水深は公表値で6メートルであります。浜改田処理区のポンプ施設は、処理場のほかに地形上自然流下が不可能な場所に設置する中継ポンプが5カ所あり、全てが浸水等により使用不能となると思われます。また、汚水管路は約15.5キロメートルありますが、東日本大震災や熊本地震の例から地盤の変動や液状化によるマンホールの隆起、沈下や管継ぎ手部の破断により流下不可能となる箇所が発生すると想定されます。処理場前の後川を越すため中継ポンプによる圧送となっており、新たな流入が遮断されますので、使用可能な管路のマンホールにより汚水を収集し、使用可能な処理場への運搬による処理が必要になると思われます。

BCPにつきましては、平成26年度に南国市下水道業務継続計画を策定しておりますが、処理場の耐震化につきましては、現在のところ計画を策定しておりません。東日本大震災では、津波浸水深が1メートルから1.5メートル以上で、処理場、ポンプ場の半数以上が全機能停止というデータもあり、今後さまざまな情報を収集し、今後の対応策を練る必要があると考えます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 3番浜田憲雄君。

○3番（浜田憲雄君） それぞれに丁寧な答弁をいただきましてありがとうございました。

1問目は、南国市の民生児童委員活動の現状と課題について伺いました。

まず、業務量につきましては、まだまだふえてきておると、さらに増加傾向にあるということございました。そして、県下的に民生児童委員のなり手が不足しておるという新聞紙上でも報道される中、南国市ではどうなるのかというふうに心配もしておったところなんですが、定員定数132名、当初1名の欠員があったようでございますが、この3月では欠員がなくなるということで安心するとともに、南国市の民生児童委員の地域福祉への意気込みというか、それを強く感じるところでございます。

次に、民生児童委員の負担軽減策として考えられるサポート制度にあります、さきの土居恒夫議員への答弁でも触れられておりましたが、民生児童委員は地域によっては受け持ち区域が幾つもの地域にまたがっていたり、また高齢者が多くなってきて見回り活動に手が回らない地域、また人口密集地域では住民の出入りが多く、どこにどんな人がどのように住んでおるのかという生活実態というのが把握できてないなど、活動に苦労をしている地域もあり、こうした地域では民生児童委員が個人的に地域の中で信頼できる人、また75歳を済んで民生委員を退任された方、こういった方にまたアプローチをして協力をいただいておるような地区民協もあるように聞いております。今後、南国市民児協においても、具体的なこの負担軽減策を検討されることと思いますので、こうした課題については行政として今まで以上に必要な助言、そして援助をぜひお願ひしたいと思います。

そして、民生児童委員への支援の問題でございますが、南国市民生児童委員の夏用のユニホームはつくれないか、お伺いいたします。3年ほど前、民生児童委員の活動中の不慮のけがや事故につきましては、活動保険制度を民児協より市長にお願いいたしまして、財政的な事情もある中によく理解もいただき、この制度を導入していただいております。民生児童委員活動中の服装につきましては特に制限はなく、県単位の研修会やイベントには県より支給されております白いジャンパー、これが制服というところですが、これを着用しまして使用しておるところです。これは、秋、冬用の材質となっておりまして、夏はこれが着れないものですから、県下一斉ばらばらの状態でいろんなイベントに参加をしてる状況であります。このため、南国市民生児童委員の夏用のユニホームを他の市町村にも先駆けて作成したらいかがでしょうか。日常活動の中で、民生児童委員の活動の顔が見えないという声にも応え、県下的な研修や全国的なイベントの中で着用することで、より南国市の民生児童委員としてのアピールができると考えますので、この支援につきましてぜひ御検討をいただきたく、答弁を後でいただきたいと思います。

また、民生児童委員の地域イベント参加に関連してでございます。

先日、この3月4日でしたが、保健福祉センターにおいて南国市主催の食育まつりというのが開催されたことは、皆さんも御存じのことだと思います。私も近所の人と誘い合って、これに参加をしたところでありますが、会場は市の職員はもちろん南国市の食生活改善推進協議会、通称ヘルスマイトと言われる皆さんがメインとなって、そして各地域のグループの方々、長岡の市のほか、白木谷のゆめクラブ、よさこい有機の会等々、皆さん一生懸命一体となった直販店とか体験コーナーとか、あるいはヘルシーレストランとかを設営し、そして午後には脳ドックを受けて健康寿命を延ばそうというテーマで健康づくりの講演会など多彩な催しがありますと、大勢の参加者が集まる中、イベントは大変盛り上がっておりました。

そして、この女性中心の南国市食生活改善推進協議会の皆さんと、先日この長年にわたる食生活改善への貢献が認められて、平成28年度栄養関係功労者高知県知事表彰を地区組織として受賞されたとお聞きしております。南国市食生活改善推進協議会は、昭和60年に設立されて、会員数も百四十数名ぐらいというふうにも聞いております。実に、31年になるようですが、まさにビッグニュースでございまして、これにつきまして主管します保健福祉センター所長に、この件について一言感想などをいただいたらと思います。

次に、2点目の質問でございました小集落公民館の施設維持支援の要望についてでありますと、この要望につきましては、これまで何度も議論もされた中で、さきの答弁でも調査をしなければということでありました。そして、補助金制度のあり方を含めて検討していくということでありまして、今回の答弁ではこれが小集落公民館の実態調査を行ったと、市内全域の施設数、それぞれ建築年、そして修繕の必要性も調査したことでのことでありますので、いよいよこれまでとは違った第一歩が踏み出されたと、検討の道が開けてきたとの感じを受けております。再質問はいたしませんけれども、財政上の問題も含め、数々の課題もあると思いますが、地域の小集落公民館の実態をよく検討をしていただき、ぜひとも次のステップに弾みをつけていただきますよう強く要望するところであります。

そして、3点目の質問でございました津波浸水地区内にある環境センター等の津波・地震対策についてでございます。

答弁によれば、最大クラスの地震・津波が発生した場合、環境センター付近は浸水深は2メートルから3メーターぐらいになると。被害は、建物、処理施設のほうに大きな被害を受けると。そして、処理機能は完全に停止することが想定されております。そして、さきの東日本大震災を例にとると、電気、水道などのライフラインが復旧したとしても、施設の再稼働には約

1年から2年ぐらいを要しているとのことでもありました。また、近隣の浜改田農業集落排水処理場も同様に機能停止を受けると想定されておりまして、それぞれに重大な被害を受けることは明確となっております。改めて質問はいたしませんが、行政としてこの2つの処理場について、強い危機感を持って処理場の事業継続計画BCP計画の策定も含めまして、早期復旧への対策の検討を強く求めるものでございます。

私の質問を終わります。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。市長。

○市長（橋詰壽人君） 浜田議員さん自身も長きにわたりまして民生児童委員さんをやってこられておるということをお聞きしております。その浜田さん自身から存在感、あるいは顔の見えるという意味で夏用のシャツをという予算を伴うようなことのお話がございましたが、ぜひ検討したいと思います。といいますのは、昨年でしたか一昨年でしたか、スポーツセンターで県下の確かそういう催しがございまして、我が南国市の民生児童委員さんが非常にそろいの白い、白だったと思うんですが、シャツを着て、整然と行動されておったのが非常に印象にもありましたし。そういう意味で今後の活動のためにも、そういうようなものは南国市ができるることはぜひしてみたいと、頑張ってみたいと思っております。

○議長（西岡照夫君） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（岩原富美君） 浜田憲雄議員さんの食生活改善推進員さんの御質問にお答えいたします。

御紹介いただきましたとおり、先日保健福祉センターで開催いたしましたなんこく食育まつりは、楽しみながら食や健康について学べる催し物として、スタッフを入れますと300名ほどが参加するイベントとなりました。日ごろより地域で活動されている団体の皆様には、快く御協力いただきまして盛り上げていただきました。食育まつりということで、特に食生活改善推進員、ヘルスマイトさんですが、皆さんには御準備から活動していただきました。浜田憲雄議員さん自身もヘルスマイトとして、日ごろから活動していただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

南国市のヘルスマイトが属しております食生活改善推進協議会は、先日31年にわたる日ごろの活動が認められまして、県知事の表彰を受けました。現在、75名のヘルスマイトが、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、自分自身の研修や地域での活動を入れますと、年間200回近く活動しており、2日に1度はどこかでヘルスマイトさんが活動しているということになっております。そして、地域のコミュニティー活動には、なくてはならない存在になっ

ていると考えております。

今後も食育だけではなく、健康づくりや地域活性化のために活動していただけると期待しておりますので、保健福祉センターといったしましても全力で協力、支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 19番福田佐和子さん。

[19番 福田佐和子君登壇]

○19番（福田佐和子君） 私は、通告してあります教育行政について、国保税の引き上げについてお尋ねをいたします。

東日本大震災から6年、市長、議長におかれましては、市民、議会を代表し、岩沼市を訪れ、追悼式に参加されたことに感謝と敬意を表したいと思います。改めまして、犠牲になられた皆様の御冥福をお祈りいたします。今後は、一日も早く再興がされ、心穏やかな暮らしを取り戻すことができますように、国の支援が途切れることなく実現されることを願ってやみません。市長、議長には、大変お疲れさまでございました。

まず、教育行政につきましては、中学生の自死と再発防止策についてお尋ねをいたします。

私たちが、どんなに頑張っても亡くなられたKさんを取り戻すことはできませんし、残された御家族の悲しみも残念ながら癒えるわけではありません。こうして議会でたびたび質問をすることは、さきの教育長答弁のように傷つくことかもしれません。それでも、繰り返し質問をしてきたのは、再調査を願う御遺族と同じように、原因が不明のままでは再発防止策は決してあり得ないとの思いからです。この願いを、市長、教育長には理解をしてほしい一念でした。しかし、6月、9月、12月の答弁は、傍聴に来られた御遺族や心配されておられる市民をも傷つけるものになりました。市民の苦難を議会に届ける議員としての役割を果たしながら、これでいいのかと悩みもしました。しかし、心を痛めておられる学校現場の先生を思うと、市民の負託を受けた議員として、また御家族と同じように同じ立場になったかもしれない、あるいは逆の立場に立ったかもしれない親の一人として、そのままにすることはできません。

昨年、遺族から要望があったときに、いじめ防止対策推進法第30条2項に基づき、他市のように再調査が行われていれば、教育長答弁のように、ここまで傷つけ合わずに済んだのではないかと残念でなりません。遺族は、子供を失った悲しみの上に、その後の対応によってさまざまな形で傷つけられているのが現状です。こんなことは、あってはならないと思います。今議会では、そのために学校現場と教育委員会だけで抱えるのではなく、地域や保護者、民生委員

など、関係機関との協力でいじめ防止対策に本気で取り組まれることを求めて、ともに前進できるような答弁をいただきたいと思います。

私は、11日に中学校の卒業式に出席させていただきました。既に、着席していた男子の在校生から、口々に私たちにおはようございますと元気な挨拶があり、私は思わず涙が出てしました。私にとっては、さまざまな思いのある卒業式でしたが、生徒さんはけげんな思いだったかもしれません。彼らが、ひとり残らず中学生活は楽しかったと実感できる教育をと改めて実感した一日でもあります。

まず、教育行政1点目お聞きをいたします。

2015年に重大事態が起きてから1年余りたちます。学校現場と教育委員会は、体制も含めどう変わったのか、お尋ねをいたします。

提言に基づく6項目については、既に昨年詳しく説明がありましたので、その後の変化を知りたいと思います。虐待死事件の後には、こども相談係が設置をされ、その後も職員配置をしてきめ細かな対応と情報の共有、目配りなど、目に見えた対応がされております。子育て支援会議でも報告があり、現状が共有をされたところです。しかし、今回は前田議員の指摘のように、生かされていないのではないかと思う。重大事態後の具体的な変化、どこをどう変えたのか、進捗状況をあわせてお尋ねをいたします。

2点目は、再調査要望の却下やこれまでの議会答弁を振り返りますと、御遺族の要望に応え、何とかしようという姿勢が全く見えませんでした。解決済みとの認識をしておられるのではないでしょうか。もし、解決済みと考えておられるなら、その根拠は何なのか。また、それはいつの段階だったのか、お聞きをいたします。

これまでの答弁では、教育委員会は調査委員会の報告が出たから、また市長は調査委員会の調査は十分にできているからとのことでありましたが、御遺族や市民は納得をしておりません。誰もが納得のいく説明をする責任があると思います。解決済みと考えられるなら、その根拠と、そしていつの段階でそう判断されたのか、お尋ねをいたします。

3点目は、この間にもいじめによる自殺が後を絶たず、法律や制度、かけ声だけでは解決しないことが明らかになっています。今、法律を実態に合わせて見直しが行われております。教育委員会は、この間の全国的ないじめ自殺の事例や第三者委員会の議事録の問題、またいじめ調査の状況など、厳しく指摘をされてきたこれらのことについて教訓にしたことありますか、お尋ねをいたします。

何が問題だったのかを明らかにしなければ、解決することはできないと思います。教育の場

こそ、みずからが学ぶ力を發揮し、間違いを正し、学ぶべきは学び、教訓にしていく。その姿勢を見せるべきではないでしょうか。市のいじめ対策に、教訓として生かしたものは何なのか、お尋ねをいたします。

4点目は、いじめ防止対策予算について伺います。

一人一人の子供に、先生の目と手を行き渡らせるためには、少人数学級にすること、学校でつらい思いをせずに安心して学ぶことができるよう、専門職員の増員、先生の多忙化の解消、スクールカウンセラーなど教育予算の増額は欠かせません。先生の配置は県になりますけれども、市の判断ができる職員もあります。スクールカウンセラーを今のように週2回ではなく、當時学校にいて今困っている子供たちに対応できるようにすべきではないでしょうか。県への要望も含め、今回のKさんをスクールカウンセラーにつなぎ切れなかった、このことも含めて、子供たちに寄り添う人的配置をすべきだと思います。私は、12月議会に要求したいじめ防止対策の予算を新年度予算に要求されたのか、またその内容も含めてお尋ねをいたします。

大津市では、いじめ対策担当教員を全校に配置をいたしております。防止対策予算を要求されたのか、またその内容はどんなものであったのか、お尋ねをいたします。

5点目は、学校、生徒からのアンケートなどの聞き取り調査、またアンケートの原本などの貴重な関係資料は、どのような形で現在保管されているのでしょうか。また、期限はいつまでになっているのか、お聞きをいたします。

横浜では、期限を明文化していなかったために周知が徹底せず、文書管理基準を見直しております。文科省の指針は、調査資料の原本は保存すべきでありますし、福島原発いじめでも両親の要請で学校が調査・聞き取りをしています。そして、議事録や報告書にまとめた後、学校は当時の原本を廃棄、その後調査に納得できない保護者が第三者委員会での調査を要請をしています。しかし、学校からは資料が提供されず、複写を持っていた両親や別の保護者から提供を受けています。原本がなく、調査が十分にできない可能性もあると心配をされております。少なくとも重大事態の関係資料は、原本のまま永久保存すべきと考えますが、文書管理基準の現状と見直しも含め、市の対応そして現在の管理の方法をお聞きをいたします。

6点目は、12月議会では答弁の中で市内でのいじめ件数の8割が解決していると答弁されました。解決の根拠と具体的な解決方法はどういうものであったのか、内容をお聞きをいたします。

7点目は、調査報告書の資料となった生徒アンケートは、確定的な情報ではないと判断され、結果として答弁のように、聞いた人を追いかけて追いかけてもわからなかった。その結果、不

明とされてしまいました。生徒の心理的・精神的状況を考えれば、身近にいたKさんの死を聞いた後、果たして全てを書くことができたのでしょうか。

私自身も一昨年、教育長から御兄弟のことも考えて他言せぬようにと言われたときは、その責任感と緊張感で固まる思いがしたことを今も忘れることができません。生徒は、なおのこと衝撃も大きかったはずです。自分のこととはせずに、ほかから聞いたという表現が精いっぱいだったのではないかでしょうか。そんな状況下で寄せられたいじめの情報を、もっとすくい上げることができなかつたのかと残念でなりません。527名が寄せてくれたアンケートを、追いかけて追いかけてと繰り返し言わされましたけれども、生徒が特別な感情の中で書いたということが、どれだけ加味されたのか、議事録がないので今となっては確かめようがありません。小学校からのいじめを見聞きしてきた生徒が、必死で伝えようとしてきたこれらのが生かされず、そのままになったことはKさんやアンケートに協力してくれた彼らの気持ちを考えるとたまりません。いじめを認定しながら、調査委員会ではただの一人もいじめのためとの意見はなかった。不明なことは不明なまま、全会一致でこの報告書になったことについて、これまでの答弁聞いても納得いきません。重大事態を知らされた特別な状況下で行われた生徒アンケートについて、教育委員会はそれではどのような認識を持っておられるのでしょうか、お聞きをいたします。

次に、国保税の引き上げについて伺います。

私は、教育民生常任委員長の役割で国保運営審議会会長として、市長から平成29年度総額5,000万円の国保税引き上げを諮問され、審議の結果、引き上げやむなしの答申を出しました。30年近くずっとこの場で国保税は高い、引き下げを言い続けてきた私の名前で引き上げの答申を出すに至ったことは、非常に残念でたまりません。審議会では、特定健診率を上げたら交付金が入るのではとの御意見や、医療機関からは既に6割の人が薬を飲んでおり100%は難しい、患者には生活保護世帯以下の所得の方もおいでになるなど、御意見が出されました。引き上げ案に反対の声はありませんでした。わからないのでと賛成をされなかつたお一人を除き、賛成多数で認められました。私は、これまでの運審でも出されてきた繰り入れをすること、所得のない人・所得の少ない世帯に対して負担がふえることなど発言をしましたけれども、運審としては国保税引き上げを認定をいたしました。

平成30年の県単一化で全国的にも繰り入れが制限をされ、国保税が上がる事が指摘をされております。個人営業や無職、そして年金で暮らしておられる方が加入する国保会計に対する国の補助金は当初の半分に減り、当然のように加入者負担になっています。説明でも、県單一

化に当たり、国保税が上がることはあっても下がることはないと説明を受けました。今回上げてしまえば、2年連続の引き上げになります。それは、避けるべきではなかつたでしょうか。繰り入れは、加入者以外の負担になると言われますけれども、直接の受益者でない市民への負担は、下水道、農集、介護、後期などだけでなく全ての事業にわたっており、国保加入者だけが特別だとするのは納得できません。今回の引き上げ案は、所得のない人そして所得の少ない世帯への負担が重くなります。実施すべきではありません。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、引き上げではなく、他の方法がないのか、検討されたのか。どのような検討をされたのか、お聞きします。

2点目は、加入者以外、ということは理解ができません。何を基準に国保の加入者以外の人を分けているのか、お聞きします。

3点目は、引き上げの理由は医療費がふえたことですけれども、高齢になり病気がふえるのは自然の摂理です。健康は、ありがたいことではありますけれども、最近の生活保護、これは浜田勉議員が質問をするところでしたけれども、最近の生活保護、医療、介護、障害者、難病の皆さんへの制度改悪など、バッシングとも思える風潮が末端にまで届いています。担当課には、市民の苦難に寄り添い、健康と医療を守るために一層力を尽くしていただきたいと思います。同時に、国保税は高過ぎるは市民の声です。————

医療費増の原因には、多額の不正診療分も含まれております。報道は、氷山の一角です。これらも含めて医療費がふえたと。そして、それを加入者が負担をしなければならない。これにも納得がいきません。————

以上、3点について国保についてはお伺いをいたします。

以上で1問を終わります。

○議長（西岡照夫君） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時52分 休憩

————◇————

午後1時 再開

○議長（西岡照夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福田議員に対する答弁を求めます。市長。

[市長 橋詰壽人君登壇]

○市長（橋詰壽人君） 福田議員さんからは、2点にわたっての質問がありました。

1番目に、自死についてのことについて、私の考えというよりも、この南国市調査専門委員会のまとめた報告書の中から一部を読み上げまして答弁にかえさせていただきたいと思います。皆さんも、これ目を通しておられると思うんでございますが、報告書はまず最初にござりますように、初めにから始まりまして、第7の終わりにというところ、そして巻末の資料があるわけでございまして。その中には南国市調査専門委員会の発足と調査経過からずっと始まりまして、例えば18ページには自死に至る心理過程についての専門委員会の考察であるとか、そういうのがあるわけで、それぞれまた目を通してくださっておると思うんですが。特に、私はこの40ページにございます第7、終わりに、これを読ませていただいて、答弁にかえさせていただきたいと思います。

人権作文とワイシャツのほころび。これらはいじめとそのいじめによる苦痛を連想させます。しかし、そのことを生前○○さんに問うと、彼は言葉を濁しました。彼は誰に何を訴えたかったのでしょうか。どうしたら彼の叫びを聞くことができたのでしょうか。そして、○○さんが最後に書いたと思われる言葉、「僕に関係するものは全て処分してください。そして僕のことは永遠に忘れてください。思い出してもいいことなんてないから」。これほどまでに悲しい言葉があるでしょうか。でも、この言葉は果たして遺書だったのでしょうか。どうして○○さんが倒れていた自分の庭先でなく彼の部屋の机の脇から発見されたのでしょうか。そうなる前に誰かに発見してほしい、自分をとめてほしい。君はそう言いたかったのですか。我々がこの問い合わせにずっと向き合っていくこと、そしてやがてその答えにたどり着くこと、それが悲しい決断を下した○○さんへの返信である。我々はそう考えます。我々は返信しなければならない。この報告書はそのための第一歩です。このことを胸に刻んで報告書を終えます。最後に、○○さんの御冥福をお祈り申し上げるとともに、この調査に御協力いただいた生徒、保護者、教員の皆様、そして○○さんの御両親、全ての方々に心から感謝申し上げます。

これをもって答弁にかえさせていただきます。

それと、もう一つは国保の問題でございますが、福田議員さんは国保審議会の会長さんをされておるわけでございます。そして、その中で審議をされる過程におきまして、いろんな委員さんの意見も聞き、そして値上げやむを得なしとの結論を導き出したのではないかと、このように推察するわけでございますが。撤回というこの2文字をもって、少なくとも会の長たる者が、この会の決定と違う意見を、これはまあいけないという意味ではございません、それは立場上そういうこともあるでしょう。しかし、この議場で、少なくとも大多数の皆さんが出結論を

導き出したことを、どなたが言った、真逆の結果を言うのはいかがなものかと、私はそんなに思います。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 教育長。

〔教育長 大野吉彦君登壇〕

○教育長（大野吉彦君） 福田議員さんの教育行政の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の2015年重大事態が起きてからの教育委員会と学校の取り組みにつきましては、6月議会並びに9月議会でも答弁させていただきましたが、現在、教育委員会、学校では、調査専門委員会でいただきました再発防止のための6つの提言を受け、再発防止・予防等に取り組んでおります。

どの取り組みも重要であると考えて取り組んでおりますが、例えば、児童生徒から発せられるサインを見逃さないことと、把握したサインは迅速に組織的に判断・対応するということで取り組んでおります。把握したサインにつきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家も交え、対応策の検討を行い、必要に応じて医療機関等の専門機関につなげられるよう取り組みを行っております。また、市教委の指導主事も学校を訪問し、各学校でのアセスメントの状況や個々の児童生徒の支援策等を確認し、確実に支援を行えるよう、状況の把握・指導・助言を行っております。

このように、学校では子供の見取りを慎重に進める手だてに取り組んでおりまして、子供が発する大丈夫は大丈夫でない、という思いで取り組みを進めております。

また、市教委といたしましては、本年度ゲートキーパー養成講座を2回実施いたしました。1回目は、全教職員対象に、子供の自死の現状や心理・サインについて。また、教師のゲートキーパー機能等についての基礎講習を行いました。2回目は、管理職等を対象にしたゲートキーパー養成研修として、具体的な場面を想定したロールプレー等も含めた研修を実施しております。

2点目の解決済みとの認識か、ということでございますが、福田議員さん御自身が解決済みのイメージをどのように持たれているかわかりませんが、これまでもたびたび申してまいりましたように、調査専門委員会の調査につきましては、この報告書により結論をいただきましたが、再発防止のための6つの提言につきましては、今後も継続して取り組んでまいります。

3点目の議事録の有無につきましては、現在、文部科学省が設置していますいじめ防止対策協議会において、ガイドライン等の改定に向けた作業が行われております、本市としまして

も今後の指針等の改定に向けて情報収集を行ってまいります。今後も教職員が児童生徒から発せられるサインに気づき、対応を行うことができ、ゲートキーパーとしての役割を担えるよう、研修や取り組みを進め、再発防止・予防等に取り組んでまいる所存でございます。

以下、教育次長よりお答えを申し上げます。

○議長（西岡照夫君） 教育次長。

[教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇]

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 教育長に引き続きまして、福田議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、いじめ防止対策につきまして、新年度の予算要求ということでございますが、教育委員会といたしまして、再発防止のために6つの提言に関する各種調査やゲートキーパー養成研修、100人プロジェクトと銘を打ちまして、人的支援、これは各種支援員の配置でございます。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の再発防止予防の予算等についても要求をさせていただいております。また、本年度教職員向けに作成したリーフレットを、来年度は保護者向けに改定して配布する計画でございます。

次に、アンケート等資料についての保管や期限についてはという御質問でございますが、これにつきましては規程にのっとり、規程というのは南国市文書編さん保存規程にのっとり保管をしております。通例、一般的には5年の期限になっておりますが、重要なものは10年保管となっております。

次に、12月議会答弁での文部科学省が実施した児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の8割解消の根拠と方法についてでございますが、いじめの認知やいじめの解消につきましては、学校いじめ防止基本方針に基づきまして、個別の事案ごと組織的に判断をしております。本市では、本調査だけではなく、年3回学期末に調査をしており、学校から報告のあった事案につきましては、市教委の指導主事が一件一件状況の確認・指導・助言等を行い、事後対応について取り組みを進めるようにしております。

次に、子供の自死の事実を伝えて行うアンケート調査についてでございますが、これは国の指針にのっとり、調査専門委員会で方針を決定いただき調査を行いました。これには、御家族の了解はもちろんですが、生徒には校長や担任から、保護者には保護者会を開き、アンケートの趣旨や今後の調査についての御理解・御協力を得て実施をいたしました。福田議員さんも言われましたように、特別な状況であったと。この特別な状況であったがゆえに、教育でありますとか、心理・医療の専門家である委員から助言をいただき、個々の調査については公表しな

い、つまり、誰が何を言ったかなどの公表をしないことを承諾していただいて、協力をいただいております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 市民課長。

〔市民課長 島本佳枝君登壇〕

○市民課長（島本佳枝君） 福田議員さんの御質問にお答えいたします。

国保の財政状況につきましては、本年度に国保財政調整基金がなくなり、歳入不足の見込みとなる非常に厳しい状況となっております。平成29年度の国保税率の改定についての議案を上程しておりますが、負担をふやさない検討といたしましては、財政安定化支援事業繰入金を全額繰り入れを行うことで負担の軽減を図ることと検討をしております。

国民健康保険は特別会計であり、被保険者の国保税と国・県等の補助金及び交付金で財政運営を行うことを基本としており、これまでも原則に基づいて財政運営を行ってまいりました。一定のルールに基づく法定内の繰り入れを行っておりますが、一般会計からの法定外繰り入れといたしましては、子供の医療費助成など、地方単独事業の実施に係る国庫負担金の減額調整措置について、療養給付費負担金の減額分を繰り入れしております。

この減額調整措置については、厚労省の社会保障審議会医療保険部会等での議論を経て、自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から、平成30年度より未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置を行わないこととされました。今後におきましては、その他の減額措置につきましても、国に対し廃止を要請していきたいと考えております。

また、療養費の不正受給につきましては、全国的にも問題となり、厚労省の専門委員会において不正受給に対する対策の強化が検討されております。市からは、医療費に対する理解を深めていただくよう、受診年月や医療費、医療機関名などを記載した医療費通知をお送りしておりますが、療養費の適正受診の広報などを行い、療養費の適正化に努めていきたいと考えております。

また、国保運営協議会の審議の中では、医療費の適正化への取り組みを進めるべきであるという御意見をいただいております。今後におきましては、保険者努力支援制度の評価指標への取り組みとして、特定健診の受診率の向上、ジェネリック医薬品の使用促進、国保税の収納率の向上に取り組み、歳入の確保と歳出の抑制に努めてまいります。

国民健康保険の安定運営に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 19番福田佐和子さん。

○19番（福田佐和子君） さきに、事前に文書で総務課には市長部局に情報公開の窓口をつくることと、市長部局にいじめ防止対策推進室をということ、あと2問で質問をしたいと思っておりますので、先ほどの市長の答弁だけでは、私の質問ということにはなりませんので、改めて後でお聞きをしたいと思います。

国保の問題については、また個別に相談もさせていただきます。

まず、いじめ問題についてですけれども。今回の重大事態について、私が解決済みではないかというふうに聞きましたのは、教育長は昨年3月議会の教育民生常任委員会で、委員さんに説明をされたときに、こんなふうに発言をされております。どうしても今回教育委員会がやった調査専門委員会、第三者委員会のこの報告書に納得がいかなかつたら、市長に再度調査をしてくれを申し入れることはできる。ただし、やるかやらんかは市長が判断します。その答えで、もう調査委員会を立ち上げて、きっと第三者がやってくれてるよ。市長としては再度調査の必要はないという判断をしたら、もう教育委員会、市長はもう調査委員会を終了したことになりますので、あとはやるとなつたら裁判になるしかありませんというふうに述べられております。私が、この中身を知りましたのは、昨年12月議会の後でしたから、12月議会には間に合わなかったわけですけれども、そのことがあって教育委員会や市の中では解決済みではないかということをお聞きをいたしました。

2月29日に重大事態に対する調査報告書が出た段階で、教育委員会や市の中では、この問題は終わっていたということが、この発言でわかりました。議員総会で報告書に基づき、私たちは説明を受けましたけれども、そのときに私が思ったのは、この内容で御遺族は納得されたのだろうか。どんな思いで受け取ったのかということでした。余りにも性急な判断ではなかつたか。また、常任委員会での発言は、余りにも断定的な発言ではなかつたでしょうか。昨年、3回の議会で、私が質問したことは、ぴったり閉ざされた鉄の扉を素手でたたくようなものだつたっていうのを実感しました。亡くなったKさんを思いやり、また御遺族に心を寄せた答弁がなかつたことに合点がいきました。御遺族の再調査要望を却下したのも、この認識だったということです。

この説明の中で、教育長は、個人名を38回言っています。常任委員会は、本会議と同じように傍聴でき、議事録も市民に開示される公開の場です。あり得ない話ではないでしょうか。私が、質問の中で例に出す人たちには、必ず許可をとり、必要なら行って私が証言するとの後押しで発言をしています。何でも言っているわけではありません。特に、今回のように命にかかる

わるデリケートな問題については、どんなにきつい言い方をしても決して気楽に言いたい放題で質問をしてはいません。常任委員会での発言を見れば、1年前から解決済みとの認識だったことは明らかです。これだけ重大な事態に対して、調査報告書ができたからそれで終わりとの認識は、全く理解できませんし、あってはならないことではないでしょうか。もう一度、この点についてお尋ねをいたします。

次に、だんだんに質問もありましたけれども、第三者委員会の議事録について、質問と提案をしたいと思います。

昨年末、遺族から情報公開請求があった結果、調査専門委員会の議事録がないことが明らかになりました。その後、テープもないということであろうかと思いますが、命にかかる調査委員会が遺族の意向も聞かず議事録をとらなかつたことは、問題軽視の声もあります。高報道は2月9日でしたけれども、その前2月1日付で福島県のいじめ報告、議事録残さずという記事が出ておりました。調査が妥当だったか十分検証できない状態で、専門家は余りにずさんな対応で調査結果にも疑義も生じかねないと指摘をしている。また、大津市の第三者委員会の委員を務め、現在は大津市の教育長になっておられますけれども、この教授の話では、余りにずさんな対応で第三者委の使命が果たせていない。いじめと自殺の因果関係を不明とするために、議事録を意図的に隠したと言われかねない。音声記録も文書化して整理しなければ、関連性などがわからず、真実は明らかにならないと厳しく指摘をされております。

さきの3月6日の県議会でも、中根議員が質問をし、これは新聞にも掲載をされましたけれども、田村教育長はこのように答弁をしています。県では、県いじめ問題調査委員会運営要綱で議事録を作成すると規定しており、市町村にも参考にしてもらえたると考えている。行政の透明性の確保や被害者や保護者への説明責任を果たすといった要領の趣旨を市町村に伝えていきたいというふうに述べられております。また、この中で教育長は、今回の問題を知らされたのは9月1日の8時半ごろであり、その後学校に対しては支援チームの派遣、教委に対しては助言、遺族に対してもサポートをしていると答弁をされています。議事録は、他市を参考にしてほしい、そして当然保存すべき、調査資料等の管理についても適切に保管をと答弁をされています。また、調査委員会については、教育委員会の事務局任せにしない中立性・独立性が大事としております。知事は、基本方針の見直し、遺族への対応についても言及をしておられます。

今後、県や文科省の指針、他市の事例を参考にして、今後悔いを残さない、先ほど6つの提言に基づいて取り組みをされていると答弁がありましたけれども、その対応を強く求めたいと

思います。

一人一人の子供たちの状況は違い、よかれと思ったことも実際には生かされず、仮に故意ではなかったとしても残念な結果になったことも他市の例であります。ただ、こうした中で全国の市町村は、子供を守るためにいろいろと対応を考えています。1回結論を出したから終わりではないと思います。これは、教育行政では特に問われることだと思います。

調査委員会の議事録については、前回も御紹介をいたしましたが、足立区の調査委員会の委員長をされた横湯先生は、足立区の場合は何について話し合ったのか、何を決めたのかという程度の要約のみの記録でした。そのかわり、調査結果の内容は丁寧に載せました。御遺族の黒塗りが多いですけれども、黒塗りについてメディアにはたたかれましたが、御遺族の思いを第一優先にしました。また、現在調査中の葛飾区の場合は、議事録をとり、神経質過ぎるほどにそのたびごとに各委員と調査員は事実に即して確認、誤字脱字も訂正をし、弁護士2名、精神科医1名、臨床心理士1名、現場教員1名で構成され、そのほか調査員として若手弁護士が5名入られているということです。

こうしたことも含めて、南国市でもこうしたことを教訓にしながら取り組みを強めていただきたいと思います。市の場合も議事録があれば、先ほど私が申し上げました生徒が寄せてくれた必死のアンケートの内容についても、どのような審議をされて、あの結果に至ったのかがわかったはずです。土居篤男議員の議事録ないのに誰が書いたのか、にも、誰もが納得できる答えができたのではないでしょうか。

高知県のいじめ問題調査委員会運営要領では、議事録の作成、会議の日時及び場所、出席者の氏名、議題、審議の経過、議決した事項、その他必要な事項、議事録は会議に出席した委員の確認を得て作成し、委員長が署名して確定をするというふうになっておりますから、南国市の2つの条例にもこのことを必ず書き切っていただきたいと思います。そして、調査資料の保管についても、しっかりと書き込むべきだと思いますが、お考えをお聞きをいたします。

次に、報告書の公表について。これにつきましては、いじめ調査の4割が公表していないというのが共同通信の調査でわかったことが報道されました。南国市は、調査報告書を遺族にも、また必要なら開示もされておりますけれども、共有してこそ再発防止策になるとの指摘を受け、どこまで公表するのか。その方法も含め、今後の取り組みを、公表に対する取り組みをお尋ねをいたします。個人名を消して、ネットにこの調査結果を載せているところもありますが、そうしたことも含めてお聞きをいたします。

3点目は、先ほど最初に申し上げましたように、市長部局に対しての取り組みを提案をした

いと思います。

1点目は、市民が情報公開を求めるとき、今回は公開を求める先が教育委員会であったために、教育委員会に直接届けることになりました。県には、情報公開対策室があり、どこの課に対しても窓口は1つと聞いています。情報公開審議会のある総務課などが窓口となり、府内どの課に対する公開要望であっても、窓口を1つにするべきではないでしょうか。実現の見通しをお聞きをいたします。

2つ目は、市長部局にいじめ対策推進室を設けることを提案をいたします。これは、いじめ防止対策推進法制定のきっかけとなった大津市、ここでは次々と新しい取り組みをしております。4年前には、いじめ防止対策推進室を市長部局に設けました。それは、教育委員会とは離れた場所で、子供や保護者が気軽に相談に行くことのできる場所、その場所を保障をしたわけですけれども、御承知だと思いますので中身は繰り返しませんけれども、ぜひこうしたいじめ防止対策推進室を市長部局に設けること、これを提案をいたします。こども相談係と同じように、子供も保護者も早い段階から相談しアドバイスを受けることで、新たな方向性を持ち、改善されることも多いのではないかと思います。このところ南国市的人口は減り続け、市民も大変心配をしております。子供や高齢者、障害のある方が安心して暮らすことができるよう、一人一人が大切にされる市政を目指すことこそ、人口増につながるのではないかと思います。

Kさんのことは、市民全体の悲しみです。二度と起きないように、今こそ教育委員会、市長部局と分かれるのではなく、全体で力を合わせ取り組むべきだと思いますので、市長部局のいじめ防止対策推進室、これを検討されるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（大野吉彦君） まず、1点目の常任委員会での件でございますが、この調査専門委員会の再調査等について質問を受けましたので、調査専門委員会は教育委員会が立ち上げること、そしてそれが第1段階であり、第2段階は市長でありますということを申し上げたところでございます。私の子供に対する思いがすごくありますので、もしかしたらお名前を申し上げたかもわかりませんが、その点はお許しをいただきたい。そんなふうに思っております。

また、議事録につきましては、再三議会でも今議会でも御答弁申し上げてきましたように、本市の議事録については御説明したとおりでございますので、議員の皆様方にも御理解いただけておると思います。

それから、報告書の内容で、追いかけて追いかけてというのがございましたが、その前段階の自死のことを生徒さんに、そして保護者の皆様にきちんと御説明し、訴えをし、いわゆる事

実関係の確認をするためには、そのことを訴えて御了解をいただいた上で本当のことを書いていただくということが事実に迫ることになっていきますので、それをもとに詳細調査をし、まとめていただいたものが調査専門委員会の報告書でございます。重ねて申し上げますが、誠心誠意全力を挙げて6名の委員さんが収集した資料をもとに取り組んでいただいた報告書でございます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 福田議員さんからの2問目の御質問で、報告書の公表という件がありましたが、共同通信の調査で本市も答えさせていただいてますが、現状であっても公表しているという認識でございます。これにつきましては、行政情報でもありますので、規則にのっとり公表を行っておりますし、現行での公表を続けていきたいというふうに考えております。

○議長（西岡照夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦君） 福田議員さんの2問目で、冒頭に総務課ということを言われましたので、お答えしたいというふうに思います。

市長部局に情報公開の窓口一本化ということでございますけれども、情報公開につきましては、それぞれの実施機関が決定することになっております。そういったことで、市長部局1カ所でということは、なかなか困難であると思います。

それから、情報公開につきましては、公開決定されたことについて審査請求があった場合に審査会を設けておりますけれども、その窓口というか庶務が総務課になっております関係で、それぞれの部署に公開請求がされた場合に、一定の相談には乗っておりますけれども、行政情報につきましては、それぞれの担当部署にいろいろございます。請求者御本人が何が欲しいのか、どういった情報が欲しいのかという詰めは、どうしてもそれぞれの担当課じゃないと総務課ではなかなかわかり切れないという部分がございます。結局、請求者御本人に担当部署に行っていただかないといけないということがありますので、むしろ現行のようにそれぞれの所管課で対応したほうがよいのではないかというふうに考えております。決定は、あくまでも市長名で決定するということですので、そういった形で今の形で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 企画課長。

○企画課長（松木和哉君） 福田議員さんからの市長部局にいじめ防止対策推進室を設けてはという御質問についてお答えをさせていただきます。この件につきましては、組織機構にかかる問題ですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

新たな推進室の設置ということでございますけれども、今でもそれぞれの組織を柔軟に見直しをしていくという形で、一番ベストな方法をということで組織を考えておりまして、その中で先ほど提案をいただきました、いじめ防止対策推進室を教育委員会とは別に相談ができるような窓口をということでございますけれども。今いじめ対策という部分については、教育委員会のほうで実質対策を講じておりますので、市長部局としましては南国市の総合教育会議等を通じていろんな情報のやりとり、情報共有を行っております、その中で連携もしておりますところでございます。新たに教育委員会と別に、そういう相談の窓口を市長部局にということについては、ほかの市町村の取り組み状況等も私のほうでまた検討もさせていただきまして、研究のほうをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 19番福田佐和子さん。

○19番（福田佐和子君） まず、もう一回だけ確認をさせてほしいんですが、議事録の作成について、市の防止条例2本に議事録をつくることと、それから資料の保管、このことも入れられるのかどうか、先ほど答弁聞き抜かったかもしれません、答弁いただきたいと思います。

それと、先に言いますけれども、情報公開の窓口は、詳しいことは担当課でないとということだったのでしたけれども、例えば今回の場合、本当につらい思いで教育委員会へ開示を求めたわけです。最終的に、市長の名前で出るのならなおのこと、南国市が窓口1つにして、南国市の中で調整をするというのが本筋ではないでしょうか。もう一回お聞きをしたいと思います。

それと、いじめ防止対策推進室には、ぜひ大津市を調べていただきたいと思います。ここは市長がかわって、大変いじめ問題には絶対に忘れてはならないことという思いで取り組みがされて、手厚い今まで通常気のつかなかつたようなことまできめ細かな対応をとられておりますので、ぜひそこを調べていただいて、南国市にも一日も早くこども相談係のように、教育委員会やそれぞれの担当課ではなく、誰でも気軽に行ける場所としての推進室を実現をしていただきたいと思いますので。そのあたりについても私は簡単にこのことを提案をしたわけではなくて、今まで学校現場の皆さんや教育委員会が大変御苦労をされてきたこともわかっておりまし、そこだけでは解決をしないということがこの何年かでわかつたわけですから、別の切り口、別の取り組みをしなければならないと思いますので、この2点についてはもう一度お聞きをし

たいと思います。

次に、先ほども触れましたけれども、今いじめ対策防止法の見直しが行われようとしています。これは、教育委員会のほうには来ていると思いますけれども、文科省の事務連絡、昨年11月2日付のいじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論の取りまとめについてという、この中を見てみると、現状こういうふうな問題があつて、今後こんなふうにしたらどうかという方向性が打ち出されているわけですけれども。この中で、現状の課題、いじめの被害者やその保護者が重大事態であると申し立てたにもかかわらず、直ちに重大事態として扱わないケースがある。あるいは、重大事態発生前に第三者委員会が設置されておらず、調査開始がおくれたり、委員の人選に関する被害者、加害者との調整が困難となる。また、重大事態の被害者及びその保護者の意向が全く反映されないまま調査が進められたり、調査結果が適切に被害者及びその保護者に提供されないケースがある、などということが今の現状としてあるということをまとめられました。南国市の場合は、私が3回目に言いました、保護者に対しては資料を提供している、適切に資料は提出されているということにはありますけれども、その調査をする段階、出た後のことで保護者の意向が反映をされていないという点では、大変大きな問題を持っていると思います。こうした現状を改革するために、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たることを徹底させるため、改めて留意点として明確に示す。あるいはまた、被害者側への説明責任と個人情報の保護の観点なども力点を入れるという、さまざまなことが載っています。

また、現状の中でもう一点南国市に共通するのが、重大事態の調査結果に対する再調査について、どのような場合に再調査が行われるべきか明確になっていないため、地方団体の長による判断が適切に行われていない。これも現状の課題として言われているものであります。今後、実情に見合った改定がされるわけですけれども、南国市はこれまでの取り組みを改めて見直しながら、第三者委員会の公平性・独立性も明記をしながら、深く掘り下げた内容にこの改定がなることを私は期待をしたいと思います。そのために力を尽くすべきだと思います。そして、市の調査専門委員会は、再委嘱をされました。先ほど市長が読み上げられましたように、返信をしなければならないという結びでこの調査報告書は終わっています。ですから、それに応えるためにも、南国市と教育委員会は、こうしたKさんの思いに応えるためにも、そして将来の子供への責任からも、きちんと対応をしていくべきだと思います。

また、提言を出した足立区のように、実効性のあるいじめ防止対策をすること。そして、横浜市教委の報告書、あるいは議会と市民との情報共有で再発防止をという、さまざまな動きに

敏感になり、南国市独自の対策、法律に基づく対策をするべきだと思います。最後に、そのお考えをお聞きをしたいと思います。

法律の見直しは、今の実情に合わないものはよいものにつくりかえよう。決して終わりではありません。子供を守るようなものにしていこうというのが、今このときではないでしょうか。その立場で、学校と教育委員会だけで考えるのではなく、保護者全体、地域、関係機関など、協力を求め情報共有をして、力を合わせていじめなど子供が抱える問題解決のために先頭に立つべきだと思いますが、最後にそのことを聞いて終わります。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（大野吉彦君） 第3問目にお答えをしてまいりたいと思います。

議事録と保管を入れるということでございますが、先ほども1問目で御答弁させていただきましたように、議事録等の有無につきましては、文部科学省が設置していますいじめ防止対策協議会において、現在ガイドライン等の改定に向けた協議が行われておりますので、それを踏まえまして本市としましても今後の指針等の改定に向けて検討してまいりたいと考えております。

2点目でございますが、重大事態ということを、とても悲しい事案でございましたが、起きました時点で私ども教育委員会のほうが率先してすぐに第三者委員会、これは議会でも私のほうから何度も説明させていただきましたのですが、もう私のほうから委員会のほうから重大事案であるということを認識をいたしまして、第三者委員会、これは専門の弁護士さん初め、心理学等それぞれの部署にお願いをして、その部署から推薦をいただいた6名によって編成した調査専門委員会でございまして。どうぞそのことを繰り返しになりますが、議員の皆様も御記憶があると思いますけども、保護者にその旨もお名前もお伝えをし、御了承いただきました上で調査に入りました。特に、私が急ぎましたのは、私の思いと同じ、3年生の保護者の思いが一致でございまして、教育長さん卒業するまでにぜひその調査報告を聞かせていただきたいということで、すぐに準備に取りかかって、後で保護者の方が自死を公表することについては、ということのお話がございましたが、委員会のほうが御説明を申し上げて、詳細な調査のためにはこれを出して、保護者の方、生徒の方に本当に真実を書いていただかなくてはならないということで、御両親様にも御了解をいただきまして調査に入った次第でございます。

調査結果につきましては、報告書ができ上りました段階で、まず御両親様においでいただきまして、調査専門委員長、副委員長から直接御説明をさせていただきました。その上で、保護者会を開きまして、改めてまた保護者の方々に調査専門委員長、副委員長が学校へ出向き

まして、保護者にも直接説明をしていただいた次第でございますので、どうぞ御了解のほどよろしくお願ひをいたしたいと思います。

それから調査結果につきましては、先ほども申し上げましたように、教育委員会が第1段階でございまして、第2段階が市長でございまして、それぞれの立場で御判断を市長も精査されて御判断されたと思いますので、その点の御了承もお願ひをいたしたいと思います。

それから、4点目が再委嘱についてでございましたですが、この件につきましては報告書の中で6点について取り組みをしなさいということを指示をいただいておりますので、今年度も2回調査専門委員会を開会しまして、こういう方向で取り組みたい。そして1年間取り組んだ報告を2回目に申し上げまして、それについての御意見をいただきまして、さらに29年度も引き続き取り組んでいきたい。南国市からのそういう事案を防ぐためにも、さらに取り組んでいきたいということのための再委嘱でございますので、御了承をお願いをいたしたいと思います。

また、最後5点目は、いろんな法案についての御提案でございましたが、この件につきましても今後、文科省の動きを見ながら検討をさせていただきたい、そのように思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（西岡照夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦君） 福田議員さんの情報公開について御質問にお答えします。

南国市行政情報公開条例では、第5条で何人もこの条例の定めるところにより、実施機関に対して当該実施機関の保有する行政情報の公開を請求することができるとなっておりまして、第2条で実施機関は市長、水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会となっておりまして、それぞれの実施機関に条例施行規則が定められておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（西岡照夫君） 企画課長。

○企画課長（松木和哉君） 福田議員さんのいじめ防止対策推進室の設置についての御質問にお答えをいたします。

先ほど、大津市のはうで実際そういう対策室を設けられているというお話を伺いましたので、また大津市のはうとも連絡をして勉強をさせていただきます。また、南国市として、体制としてどういう形がとれるのかということも含めてこれから検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 以上で通告による一般質問は終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

明14日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時57分 散会